

現場技術委託業務共通仕様書 改正 R080401 以降適用

旧	新
<p>第3条 管理技術者 <u>(新設)</u></p>	<p>第3条 管理技術者 <u>管理技術者は、業務の管理及び統括を行うほか委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、管理技術者の決定及び変更並びに、この契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>2 受託者は、別記第1号様式により、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる期間（以下「適用期間」という。）において新たにこの共通仕様書の適用を受ける業務の管理技術者となりうる者の名簿を定め、県に届け出るものとする。この場合、名簿に記載された全員について、管理技術者に係る資格要件及び雇用の関係が分かる書類の写し（以下、本条及び第4条において「添付資料」という。）を添付しなければならない。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>3 第2項の名簿の内容を変更する場合、別記第1号様式に添付資料を付して県に届け出るものとする。この場合、添付資料については変更に係る部分のみを付せば足りるものとする。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>4 第2項及び第3項の名簿は、特定の契約に紐付いたものではなく、県と受託者の間で締結され、適用期間内に第6項または第7項の届出を行う全ての現場技術委託業務契約について有効となる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>5 受託者は、第2項及び第3項の名簿及び添付資料に、次の各号のいずれ</u></p>

旧	新
<p><u>受託者は技術上の管理を行う管理技術者を定め、別記第1号様式にその氏名その他必要な事項を記入するとともに資格要件及び雇用の関係が分かる写しを添付し、契約締結前までに県に提出しなければならない。</u></p> <p><u>また、管理技術者を変更したときも同様とし、別記第2号様式による変更届を速やかに県に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 管理技術者は、業務の管理及び統括を行うほか委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、前項の決定並びに、この契約の解除に係わる権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。</u></p>	<p><u>かの変更があった場合、速やかに第3項の名簿を作成し、県に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 名簿に記載のある者が管理技術者の資格要件を満たさなくなった</u></p> <p><u>(2) 名簿に記載のある者と受託者との雇用関係が解消された</u></p> <p><u>(3) 名簿に新たな者を記載する</u></p> <p><u>6 受託者は、契約締結までに、管理技術者を定め、別記第2号様式により県に届け出なければならない。管理技術者となる者は、第2項または第3項の名簿のうちその着任日を有効期間に含むものに記載のある者でなければならない。本項の届出の内容のうち、管理技術者に係る資格要件及び雇用の関係については、根拠資料等の添付を要しない。受託者は、本項の届出を、第2項または第3項の届出と同時に提出することができる。</u></p> <p><u>7 受託者は、管理技術者を変更したときは、すみやかに、別記第3号様式により県に届け出なければならない。第6項の規定は、使用する様式を除き、管理技術者の変更について準用する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

旧	新
<p>3 管理技術者の資格は別表に定めるものとする。</p> <p>第4条 現場技術員</p> <p><u>受託者は、業務を履行するために使用する者を現場技術員に定め、別記第1号様式にその氏名その他必要な事項を記入するとともに資格要件及び雇用の関係が分かる写しを添付し、契約締結前までに県に提出しなければならない。</u></p> <p><u>また、現場技術員を変更したときも同様とし、別記第2号様式による変更届を速やかに県に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前条に定める管理技術者は現場技術員を兼ねることができる。</p> <p>3 現場技術員の資格は別表に定める「技術員」以上であるものとする。</p>	<p>8 管理技術者の資格は別表に定めるものとする。</p> <p>第4条 現場技術員</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>現場技術員は、受託者が業務を履行するために使用する者である。</u></p> <p><u>2 第3条第2項から第7項の規定は、現場技術員について準用する。この場合において、同条中「管理技術者」とあるのは「現場技術員」と読み替える。</u></p> <p><u>3 現場技術員の資格は別表に定める「技術員」以上であるものとする。</u></p> <p>4 前条に定める管理技術者は現場技術員を兼ねることができる。</p> <p><u>(削除)</u></p>

現場技術委託業務共通仕様書 改正 R080401 以降適用

旧	新
<p>4 現場技術員は 15 件まで現場を兼務することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>様式第 1 号</u> (省略)</p> <p><u>様式第 2 号</u> (省略)</p> <p><u>様式第 3 号～第 8 号</u></p>	<p>5 現場技術員は 15 件まで現場を兼務することができる。</p> <p><u>様式第 1 号</u> (省略)</p> <p><u>様式第 2 号</u> (省略) <u>(記入欄等修正)</u> <u>(県使用欄追加)</u></p> <p><u>様式第 3 号</u> (省略) <u>(記入欄等修正)</u> <u>(県使用欄追加)</u></p> <p><u>様式第 4 号～第 9 号</u></p>